

麻薬事故届（法第 35 条）

1 内容

管理している麻薬に、滅失・破損・盗取・所在不明・その他の事故が生じたときは、速やかに麻薬事故届を提出しなければなりません。

申請者は、麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあっては麻薬施用者）です。

2 手数料

なし

3 提出書類、部数

・麻薬事故届出書 2部

※ 控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

4 提出期限

事故が発生したら速やかに

5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

6 その他

盗難等の場合は、警察へも届け出てください。